

| | |
|------------------------------|------------------------|
| 第 159 号 (令和 6 年 2 月 22 日 発行) | 発行日 5 日、15 日、25 日 |
| <h1>横浜市報</h1> | 発行所 |
| | 横浜市役所 |
| | 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 |

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【デジタル統括本部企画調整課】 3
- △ 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則【医療局医療安全課】 4
- △ 横浜市工業技術支援センター条例施行規則を廃止する規則【経済局工業技術支援センター】 5

[告示]

- △ 公印の改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】 6
- △ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続(工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係)【財政局契約第一課】 7
- △ 特定計量器定期検査の実施【経済局消費経済課】 15
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 16
- △ 横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】 21

[公告]

- △ 事後調査計画書の提出【環境創造局環境影響評価課】 22
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 23
- △ 同 【環境創造局水・土壤環境課】 24
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 25
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 26
- △ マンション建替組合に係る事業計画の変更の認可【建築局住宅再生課】 27
- △ マンション建替組合の事業計画の変更に係る図書の縦覧【建築局住宅再生課】 28
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 29
- △ 建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催【建築局市街地建築課】 30
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 31
- △ 同 【建築局調整区域課】 32
- △ 同 【建築局調整区域課】 33
- △ 同 【建築局調整区域課】 34
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 35
- △ 同 【建築局調整区域課】 36
- △ 同 【建築局調整区域課】 37
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 38
- △ 同 【建築局建築指導課】 39

[達]

- △ 横浜市工業技術支援センター処務規程の廃止【経済局工業技術支援センター】 40

[区公告]

- △ 漂流物(沈没品)の引渡し【鶴見区総務課】 41

[水道局]

- △ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査 42

申請の手續（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経理課】

【交通局】

- △ 横浜市高速鉄道モバイル I C 乗車券取扱規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】 43
- △ 横浜市交通局会計規程の一部を改正する規程【経営管理課】 44
- △ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手續（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【経営管理課】 45

【医療局病院経営本部】

- △ 特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手續（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）【病院経営課】 46

【教育委員会】

- △ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】 47

【市選挙管理委員会】

- △ 横浜市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程【選挙課】 49
- △ 横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程【選挙課】 50
- △ 横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書要旨の一部訂正【選挙課】 55

【監査委員】

- △ 監査委員による監査の結果に基づき横浜市長等が講じた措置の内容の公表【財務監査課】 56

規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 5 号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月横浜市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 15 号ア(ア)中「第 37 条第 1 号ロ」を「第 37 条第 1 号イ」に改め、同号ウ中「第 37 条第 4 号」を「第 37 条第 5 号」に改め、同条第 16 号イ中「第 38 条第 2 号」を「第 38 条第 3 号」に改め、同号ウ中「第 38 条第 3 号」を「第 38 条第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市 長 山 中 竹 春

横浜市規則第 6 号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（平成 12 年 3 月横浜市規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式注意 3 を削る。

第 2 号様式注意 2 を削り、同様式注意 1 を同様式注意とする。

第 4 号様式注意 2 を削り、同様式注意 1 を同様式注意とする。

第 5 号様式注意 2 を削り、同様式注意 1 を同様式注意とする。

第 6 号様式注意を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横 浜 市 工 業 技 術 支 援 セ ン タ ー 条 例 施 行 規 則 を 廃 止 す る 規 則 を こ こ
に 公 布 す る 。

令 和 6 年 2 月 22 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 7 号

横 浜 市 工 業 技 術 支 援 セ ン タ ー 条 例 施 行 規 則 を 廃 止 す る 規
則

横 浜 市 工 業 技 術 支 援 セ ン タ ー 条 例 施 行 規 則 (昭 和 39 年 3 月 横 浜 市
規 則 第 23 号) は 、 廃 止 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

告示

横浜市告示第 53 号

公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中 竹 春

1 改刻

| 公印の名称 | 使用開始年月日 | 印影 |
|--------------|-------------------|---|
| 横浜市中心児童相談所長印 | 令和 6 年 3 月 1 日 |  (方 21 ミリメートル) |

2 廃止

| 公印の名称 | 廃止年月日 | 印影 |
|--------------|-------------------|---|
| 横浜市中心児童相談所長印 | 令和 6 年 3 月 1 日 |  (方 21 ミリメートル) |

横浜市告示第 54 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）横浜市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。）が発注する令和 6 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続を次のとおり定めた。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

1 申請できる資格の区分

- (1) 工事（工事及び製造（物品の製造を除く。）以下同じ。）
- (2) 物品の購入、修繕、製造及び借入れ、印刷物の製作、委託並びに電力供給等（以下「物品・委託等」という。）
- (3) 設計、測量及び地質調査（以下「設計・測量等」という。）

2 入札参加資格審査の申請を必要とする場合

次の各号のいずれかに該当する場合は、本告示に基づく申請を必要とする。

- (1) 令和 5・6 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録がない者が、入札に参加しようとする場合
- (2) 名簿に登録のある者が、既に登録のある工種又は種目以外の工種又は種目について入札に参加しようとする場合

3 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと又は未申告でないこと（ただし、申告義務がないもの、その他横浜市長が定めたものを除く。）。
- (3) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく 24 か月以上を期間とする指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届

- 出についても、届出義務がない場合を除く。) 。
- (5) 本告示に基づく申請（変更に関する届出を含む。）に虚偽の入力又は提出書類に虚偽の記載をした者でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）にあっては、次に掲げる項目について、組合の定款に共同受注の定めがあること。
- ア 工事の入札に参加する者は、別表 1 に掲げる工種のうち、登録を希望する工種（以下「希望する工種」という。）に対応する建設工事の種類
- イ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、別表 2 及び 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目（以下「希望する種目」という。）に対応する業種
- (7) 工事の入札に参加する者は、前各号のほか、希望する工種に対応する建設工事の種類について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、経営規模等評価及び総合評定値を通知されていること（ただし、「船舶」においては、建設業法第 3 条第 1 項の許可に代わり、造船法（昭和 25 年法律第 129 号）第 2 条の許可又は小型船造船業法（昭和 41 年法律第 119 号）第 4 条の登録を受けていること。）。また、希望する工種に対応する工事（入札参加資格の有効期間の始期の前月末から過去 5 年間に完成した工事に限る。）の施工実績を有すること。加えて、希望する工種（「上水道」及び「船舶」を除く。）に対応する建設工事の種類について、経審の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の完成工事高の欄に完成工事高が計上されていること。
- (8) 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、第 1 号から第 6 号までのほか、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に係る営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けていること。また、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目のうち、登録を希望する種目に対応する契約（入札参加資格の申請日の属する月の前月末から過去 7 年間に完了した契約に限る。）の履行実績を有すること。
- (9) 前号の規定にかかわらず、別表 2 及び別表 3 に掲げる種目（別表 2 のコード 001 から 202 まで及び 701 を除く。）の履行実績について、入札参加資格の申請日の属する月の前月末までの契約期間が 6 か月以上となる場合に限り、履行期限到来前であ

っても履行実績として認めるものとする。

- (10) 物品・委託等の入札に参加する者のうち、別表 2 に掲げる「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材を保有していること。
- (11) 横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。

4 入札参加資格審査申請の手続

(1) 受付期間

令和 6 年 4 月 1 日から随時に受け付ける（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く午前 9 時から午後 5 時まで）。ただし、特定調達契約に係る入札公告に基づき申請する場合の受付期間については、当該入札公告に定める期間とする。

(2) 申請方法

インターネットを利用して次のアドレスから横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」にアクセスし、資格審査申請システム入力画面上の申請フォームに必要事項を入力及び送信した後、次号に定める提出書類その他申請内容に応じて横浜市長が必要と定めた書類を電子データ化し、アップロードしなければならない。

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」アドレス（<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>）

なお、横浜市ホームページにアクセスできない場合は、第 11 項の部署に連絡すること。

(3) 提出書類等

ア 商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号）第 30 条に定める現在事項証明書又は履歴事項証明書（個人営業の場合は、身分証明書及び登記されていないことの証明書又は登記事項証明書）

イ 「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを確認できる納税証明書

ウ 雇用保険、健康保険（適用除外の承認を受け国民健康保険組合に加入している場合を含む。）及び厚生年金保険の加入を確認できる書類又は加入義務のないことの誓約書

エ 委任状（委任する場合のみ。入札参加資格の有効期間内は原紙を必ず保管しておくこと。）

オ 工事の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類の

ほか、次の書類を提出すること。

- (ア) 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書
ただし、希望する工種が「船舶」の場合は、経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書に代わり、造船法に基づく許可書又は小型船造船業法に基づく小型船造船業登録済証並びに財務諸表（申請日の属する月の 4 か月前の月の末日までに事業年度の末日が到来したものの直前 2 年間分。個人営業の場合は、年間売上高の分かる確定申告書等）

- (イ) 工事の施工実績を証明する書類（契約書等）

カ 物品・委託等及び設計・測量等の入札に参加する者は、アからエまでに定める書類のほか、次の書類を提出すること。

- (ア) 営業許可・認可証

- (イ) 物品・委託等及び設計・測量等の履行実績を証明する書類（契約書等）

キ 物品・委託等の入札に参加する者で、別表 2 に掲げる種目のうち、「一般印刷」、「フォーム印刷」、「地図作成」、「製本」、「複写」又は「特殊印刷」に登録を希望する場合は、必要な機材の保有が確認できる書類（設備等一覧表並びに償却資産申告書及び種類別明細書等）

ク 組合の提出書類

- (ア) アからキまでに定める書類

- (イ) 組合の定款

- (ウ) 組合役員名簿

- (エ) 組合員名簿

- (オ) 中小企業庁により証明された官公需適格組合においては

- (ア) から(エ)までに定める書類のほか、次の a 及び b の書類

a 官公需適格組合証明書

b 官公需共同受注規約

ケ 役員名簿

横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこととの確認のため、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の役職、氏名、生年月日、性別、住所を資格審査申請システム申請フォームから提出すること。

- (4) 工事の資格の区分に登載がある者が、既に登録のある工種以外の工種について入札に参加しようとする場合は、前号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え前号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (5) 物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登載がある者が、既に登録のある種目以外の種目について入札に参加しようとする場合は、第 3 号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第 3 号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (6) 工事の資格の区分に登載がある者が物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合又は物品・委託等及び設計・測量等の資格の区分に登載がある者が工事の資格の区分に係る入札に参加しようとする場合は、第 3 号アからエまでを省略することができる。また、名簿に登載のある者が組合の場合についても同様とし、前記に加え第 3 号ク(イ)から(オ)までの書類は省略することができる。
- (7) 日本国内に営業所を有しない者は、第 3 号アからウまでを省略することができる。
- (8) 申請において使用する言語等
 ア 申請及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。
 なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。
 イ 申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、外国通貨を換算するときには、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額とすること。
- (9) 申請できる工種及び種目
 ア 工事
 別表 1 に掲げる工種を申請できる。
 イ 物品・委託等
 別表 2 に掲げる種目を申請できる。
 ウ 設計・測量等
 別表 3 に掲げる種目を申請できる。
- 5 変更に関する届出
 前項の申請により入札参加資格を得た後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに第 4 項第 2 号に定める方法で変更の届出を行い、その事実を証明する書類を電子データ化し、資格審査申請システム上でアップロードしなければならない。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格又は入札参加資格の一部を喪失するものとする。

- (1) 第 3 項に定める入札参加者の資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 入札参加資格に係る営業を廃止したとき。

7 入札参加資格の承継

入札に参加しようとする者が、営業を承継した場合において、次の各号のいずれかに該当し、別途市長が定める書類を提出するときは、前営業者の当該営業に従事した期間及び納付した税額は、承継人において従事し、又は納付したものとみなす。

- (1) 相続したとき。
- (2) 個人営業者が会社を設立し、これにその営業を譲渡し、その会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (3) 会社が解散し、会社の取締役又は社員がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。
- (4) 合併により解散した会社の社員が、合併により新設された会社又は合併後存続する会社の取締役又は社員に就任し、現にその任にあるとき。
- (5) 会社が組織を変更して、他の種類の会社となったとき。
- (6) 会社が営業の一部を分離して新たに会社を設立させ、その営業を譲渡したとき。
- (7) その他市長が必要と認めたとき。

8 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果については、審査終了後、通知する。

9 入札参加資格の有効期間

前項の通知で定める有効期間の始期から令和 7 年 3 月 31 日まで

10 入札参加資格の有効期間の更新手続

入札参加資格の更新を希望する者は、令和 6 年度の有効期間中に必要な資格及びその審査申請の方法について告示を行う予定があるので、その告示に基づき申請すること。

11 この告示に関する問合せ先

横浜市財政局契約部契約第一課管理係
電話 045(671) 2707

別表 1
工事

| コード | 工種 | コード | 工種 |
|-----|-------|-----|------|
| 01 | 土木 | 15 | 解体 |
| 02 | 舗装 | 16 | フェンス |
| 03 | とび・土工 | 17 | 電気 |

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 04 | 港湾 | 18 | 電気通信 |
| 05 | 造園 | 19 | 管 |
| 06 | 石 | 20 | 管更生 |
| 07 | 建築 | 21 | 機械器具設置 |
| 09 | 内装 | 22 | 消防施設 |
| 10 | 建具 | 23 | さく井 |
| 11 | 塗装 | 24 | 上水道 |
| 12 | 区画線・標識 | 25 | 船舶 |
| 13 | 防水 | 26 | その他 |
| 14 | 鋼構造 | | |

別表 2
物品・委託等

| コード | 種 目 | コード | 種 目 |
|-----|----------|-----|------------------|
| 001 | 文具・事務機械 | 105 | 地図作成 |
| 004 | 教育用品 | 106 | 製本 |
| 011 | 雑貨 | 107 | 複写 |
| 013 | 機械器具・工具類 | 108 | 特殊印刷 |
| 015 | コンピュータ類 | 109 | 印刷物企画デザイン |
| 016 | 電気機械類 | 110 | 光ディスク製作（CD、DVD等） |
| 019 | 医療機械器具 | 201 | 自動車修理・点検 |
| 020 | 理化学機械器具 | 202 | その他の修理 |
| 021 | 医薬 | 301 | 建物管理 |
| 022 | 工化学薬品 | 303 | 浄化槽・貯水槽等清掃 |
| 024 | 被服 | 309 | 資源化委託 |
| 029 | 看板等表示器具 | 310 | 貨物運送 |
| 033 | 什器・家具 | 315 | 害虫等駆除 |
| 034 | 厨房・浴槽機器類 | 316 | コンピュータ業務 |
| 036 | 食料品・記念品 | 320 | 各種調査企画 |
| 037 | 動物・飼料 | 321 | 検査・測定 |
| 038 | 自動車 | 322 | 映画・ビデオ制作 |
| 039 | 自動車部品 | 323 | 広告 |
| 041 | 電車用品 | 327 | 電気設備保守 |
| 042 | 水道用品 | 328 | 機械設備保守 |
| 043 | 消防用品 | 329 | 施設運転管理・保守 |
| 044 | 燃料 | 330 | 廃棄物処理 |
| 047 | 原材料 | 350 | その他の委託等 |
| 056 | 船舶・航空機 | 402 | 一般賃貸 |
| 060 | その他の物品 | 501 | 電力・都市ガス |

| | | | |
|-----|-------------|-----|---------------|
| 101 | 一 般 印 刷 | 603 | そ の 他 の 業 務 |
| 104 | フ ォ ー ム 印 刷 | 701 | 物 品 以 外 の 修 繕 |

別 表 3

設 計 ・ 測 量 等

| コ ー ド | 種 目 | コ ー ド | 種 目 |
|-------|------------------------------|-------|------------------------------|
| 901 | 建 築 設 計 (監 理 を 含 む 。)) | 905 | 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 の 業 務 |
| 902 | 設 備 設 計 | 906 | 測 量 |
| 903 | 土 木 設 計 | 907 | 地 質 調 査 |
| 904 | 造 園 設 計 | | |

横浜市告示第 55 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

1 検査区域

南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区及び瀬谷区

2 検査対象

計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。ただし、ひょう量 1 トン以上の特定計量器及び同特定計量器を有する事業所で使用するひょう量 1 トン未満の特定計量器を除く。

3 検査期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 検査場所

検査対象特定計量器の所在場所及び公益財団法人横浜市消費者協会

5 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

公益財団法人横浜市消費者協会

理事長 阿南 久

横浜市告示第 56 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

| 指定年月日 | 医療機関 | 所在地 | 診療科目 | 担当障害区分 | 指定医師名 |
|-------------------|--|--------------------------------|---------------------------------|--|---------|
| 令和 6 年 1 月 1 日 | 医療法人 社団清恩 会あおば 眼科 | 青葉区つ つじが丘 24 番地の 23 | 眼科 | 視覚障害 | 東 邦 洋 |
| 同 | 公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院 | 金沢区福 浦三丁目 9 番地 | 耳鼻咽 喉科 | 聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそし ゃく機能 障害 | 逆 井 清 |
| 同 | 公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター | 南区浦舟 町 4 丁目 57 番地 | 耳鼻咽 喉科 | 聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそし ゃく機能 障害 | 吉 田 興 平 |
| 同 | 一般財団 法人神奈 川県警友 会けいゆ う病院 | 西区みな とみらい 三丁目 7 番 3 号 | 脳神経 内科 | 音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害、 肢体不自 由 | 大 塚 十 里 |
| 同 | 横浜内科 ・在宅ク リニック | 都筑区牛 久保一丁 目 2 番 9 号 | 内科、 小児科 、訪問 診療、 神経内 | 肢体不自 由 | 朝 岡 龍 博 |

| | | | | | |
|---|---|---------------------------------|------------------------|-------------|--------|
| 同 | 神奈川県立 がらん ンター | 旭区中尾 二丁目 3 番 2 号 | 科 骨軟部 腫瘍外 科 | 肢体不自 由 | 志賀輝 |
| 同 | 社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県横 生会東部 市東部病 院 | 鶴見区下 末吉三丁 目 6 番 1 号 | 整形外 科 | 肢体不自 由 | 辻阪亮介 |
| 同 | 社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県横 生会東部 市東部病 院 | 鶴見区下 末吉三丁 目 6 番 1 号 | 整形外 科 | 肢体不自 由 | 野崎拓人 |
| 同 | 横浜市立 市民病院 | 神奈川区 三ツ沢西 町 1 番 1 号 | 小児科 | 心臓機能 障害 | 岩下憲行 |
| 同 | 公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター | 南区浦舟 町 4 丁目 57 番地 | 心臓血 管セン ター内 科 | 心臓機能 障害 | 花島陽平 |
| 同 | 医療法人 社会三喜 会横浜新 緑総合病 院 | 緑区十日 市場町 1, 726 番地 の 7 | 循環器 内科 | 心臓機能 障害 | 山根英路 |
| 同 | 聖マリア ンナ医科 大学横浜 大市西部 院 | 旭区矢指 町 1, 197 番地の 1 | 腎臓高 血圧内 科 | じん臓機 能障害 | 牧野内龍一郎 |

| | | | | | |
|---|--|-----------------------------------|---|-------------------------------------|-------|
| 同 | 聖隷横浜 病院 | 保土ヶ谷 区岩井町 215 番地 | 腎臓内 科 | じん臓機 能障害 | 眞弓健吾 |
| 同 | 公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター | 南区浦舟 町 4 丁目 57 番地 | 炎症性 腸疾患 センター | ぼうこう 又は直腸 機能障害 、小腸機 能障害 | 鳥谷建一郎 |
| 同 | 医療法人 社団明芳 会イム ス横浜東 戸塚総合 リハビリ テーション 病院 | 戸塚区川 上町 690 番地の 2 | 内科 | 肢体不自 由 | 小笠原弘毅 |
| 同 | 生麦病院 | 鶴見区生 麦一丁目 14 番 21 号 | 内科、 外科、 整形外科 | 肢体不自 由 | 岡田啓二 |
| 同 | 生麦病院 | 鶴見区生 麦一丁目 14 番 21 号 | 内科、 外科、 整形外科 | 肢体不自 由 | 高山竜司 |
| 同 | 医療法人 バディな がった脳 神経外科 | 緑区长津 田五丁目 5 番 13 号 | 脳神経 外科 | 肢体不自 由 | 武澤正浩 |
| 同 | にじのわ クリニック | 港北区北 新横浜一 丁目 2 番 地の 3 | 小児科 、内科 | 肢体不自 由 | 角田知之 |
| 同 | 古谷脳神 経内科 | 鶴見区潮 田町 2 丁 目 113 番 地の 1 | 内科、 脳神経 内科、 リハビリ テーション 科 | 肢体不自 由 | 古谷真由美 |

| | | | | | |
|---|---|--------------------------------|-------------------------|----------------------|---------|
| 同 | 社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会横浜 市東部病 院 | 鶴見区下 末吉三丁 目 6 番 1 号 | 整形外 科 | 肢体不自 由 | 山内俊之 |
| 同 | カスヤ内 科医院 | 南区井土 ヶ谷下町 218 番地 の 2 | 内科、 循環器 内科 | 心臓機能 障害 | 糟谷 深 |
| 同 | 独立行政 法人国立 病院機構 横浜医療 センター | 戸塚区原 宿三丁目 60 番 2 号 | 心臓血 管外科 | 心臓機能 障害 | 久米悠太 |
| 同 | 医療法人 社会ふれ あい鶴見 スピタル | 鶴見区東 寺尾四丁 目 4 番 22 号 | 循環器 内科 | 心臓機能 障害 | 田草川 正 弘 |
| 同 | 公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院 | 金沢区福 浦三丁目 9 番地 | 心臓血 管外科 | 心臓機能 障害 | 立石 実 |
| 同 | 妙蓮寺内 科 | 港北区菊 名一丁目 9 番 10 号 | 循環器 内科、 呼吸器 内科 | 心臓機能 障害 | 泊 咲 江 |
| 同 | 横浜市立 みなと赤 十字病院 | 中区新山 下三丁目 12 番 1 号 | 呼吸器 外科 | 呼吸器機 能障害 | 馬場 峻 一 |
| 同 | かもめ・ みなとみ らいクリ ニック | 西区みな とみらい 三丁目 6 番 3 号 | 腎臓内 科（血 液透析 ） | じん臓機 能障害 | 鈴木 克 彦 |
| 同 | 公立大学 法人横浜 市立大学 | 南区浦舟 町 4 丁目 57 番地 | 泌尿器 ・腎移 植科 | じん臓機 能障害、 ぼうこう | 高本 大路 |

| | | | | | |
|---|---|-------------------------------|-------------------|----------------------|--------|
| | 附属市民 総合医療 センター | | | 又は直腸 機能障害 | |
| 同 | たまプラ ーザいと う泌尿器 科 | 青葉区新 石川二丁 目 2 番地 の 2 | 泌尿器 科、腎 臓内科 | ぼうこう 又は直腸 機能障害 | 伊藤 祐二郎 |
| 同 | 独立行政 法人労働 者健康安 全機構 横浜労災 病院 | 港北区小 机町 3,21 1 番地 | 泌尿器 科 | ぼうこう 又は直腸 機能障害 | 井上 淳 |
| 同 | 公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院 | 金沢区福 浦三丁目 9 番地 | 消化器 外科 | ぼうこう 又は直腸 機能障害 | 風間 慶祐 |

横浜市告示第 57 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 2 月 27 日から施行する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

第 11 項の表中

「

| | | |
|-------|---|-----------|
| 本牧ふ頭Ⅱ | 同 | 1,275,804 |
|-------|---|-----------|

」

を

「

| | | |
|-------|---|-----------|
| 本牧ふ頭Ⅱ | 同 | 1,251,413 |
|-------|---|-----------|

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 95 号

事 後 調 査 計 画 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 （ 仮 称 ） 旧 上 瀬 谷 通 信 施 設 公 園 整 備 事 業
に 係 る 事 後 調 査 計 画 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 2 月 22 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 96 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
戸塚区柏尾町字大善寺前 427 番の 1、428 番の 1、1,475 番の 13、字広町 429 番の 6、字尾崎台 439 番の 1 及び 1,475 番の 113 の各一部並びに字広町 429 番の 8
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、シアン化合物、ふっ素及びその化合物

横浜市公告第 97 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

1 形質変更時要届出区域の所在地

戸塚区戸塚町字二十一ノ区 5,027 番の 2、5,027 番の 11、5,061 番の 2、5,063 番の 1、5,092 番の 2、5,109 番の 3 及び 5,111 番の 2 の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン

横 浜 市 公 告 第 98 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 2 月 22 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

| 公 園 の 名 称 | 位 置 | 一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積 | 一 時 利 用 停 止 の 態 様 | 一 時 利 用 停 止 期 間 |
|--------------------|------------------------------|-----------------------------------|-------------------------|---|
| さ ち が 丘 第 二 公 園 | 旭 区 さ ち が 丘 136 番 の 26 | 別 図 の と お り 380 m ² | 立 入 禁 止 | 令 和 6 年 3 月 1 日 か ら 令 和 6 年 5 月 31 日 ま で |

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 99 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課 に
お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 2 月 22 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

| 公 園 の 名 称 | 位 置 | 変 更 に 係 る 区 域 | 面 積 | | 変 更 年 月 日 |
|-----------|------------------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|--------------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 三 ッ 沢 公 園 | 神 奈 川 区 三 ッ 沢 西 町 3 番 の 1 | 別 図 の と お り | 287,037 m ² | 286,294 m ² | 令 和 6 年 3 月 1 日 |

別 図 (省 略)

横浜市公告第 100 号

マンション建替組合に係る事業計画の変更の認可

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、桜台団地マンション建替組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
桜台団地マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
桜台団地
 - (2) 敷地の区域
青葉区桜台 28 番、39 番、40 番の 1、40 番の 2、41 番の 1、41 番の 2
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
青葉区桜台 28 番、39 番、40 番の 1、40 番の 2、41 番の 1、41 番の 2
- 4 事業施行期間
令和 2 年 8 月 5 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
- 5 事務所の所在地
神奈川区栄町 8 番地の 1
- 6 設立認可の年月日
令和 2 年 8 月 5 日
- 7 変更の認可の年月日
令和 6 年 2 月 22 日

横浜市公告第 101 号

マンション建替組合の事業計画の変更に係る図書の縦覧
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78
号）第 34 条第 1 項の規定に基づき桜台団地マンション建替組合の事
業計画の変更を認可したので、同法第 34 条第 2 項において準用する
同法第 14 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づく図書
を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧期間

令和 6 年 2 月 22 日から同法第 38 条第 6 項又は第 81 条の公告の日
まで（休庁日を除く。）

2 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局住宅部住宅再生課

3 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

横浜市公告第 102 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、ジェネヒルあざみ野 A 地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 6 年 2 月 22 日から令和 6 年 3 月 25 日まで
- 2 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和 6 年 4 月 3 日午前 10 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所
青葉区市ケ尾町 31 番地の 4
横浜市青葉区役所 4 階 406 会議室

横浜市公告第 103 号

建築許可申請に係る公開による意見の聴取の開催

日本郵便株式会社南関東支社長山田亮太郎から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 1 項ただし書きの規定に基づく建築許可申請があったので、同条第 15 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、令和 6 年 2 月 28 日までに横浜市建築局建築指導部市街地建築課に申し出なければならない。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中 竹 春

1 建築物の建築の計画

(1) 申請地

旭区中尾二丁目 85 番の 18 及び 87 番の 8

(2) 許可対象用途

銀行の支店、損害保険代理店に類するサービス業を営む店舗を含む郵便局

144.03 m²（計画） > 0 m²（基準）

(3) 敷地面積

335.50 m²

(4) 建築物の概要

建築面積 108.23 m²

延べ面積 144.03 m²

構造 鉄骨造

階数 地上 2 階建て

用途 銀行の支店、損害保険代理店に類するサービス業を営む店舗を含む郵便局

高さ 7.32 m

2 公開による意見の聴取の日時

令和 6 年 3 月 21 日午後 7 時

3 公開による意見の聴取場所

旭区今宿町 2,647 番地の 2

横浜市今宿地区センター

横 浜 市 公 告 第 104 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 2 月 22 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 11 月 28 日 第 2022 開 1004 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 港 区 元 赤 坂 1 丁 目 1 番 8 号
横 浜 福 浦 特 定 目 的 会 社
取 締 役 林 令 史
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
金 沢 区 福 浦 三 丁 目 11 番 の 4 及 び 11 番 の 5

横浜市公告第 105 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 5 月 31 日 第 2023 開 1101 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都筑区茅ヶ崎南二丁目 23 番 14 号
デックス株式会社
代表取締役 高山裕司
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区新吉田町 5,722 番の 2 から 5,722 番の 7 まで、5,723 番の 1 の一部、5,723 番の 3 の一部、5,723 番の 4 の一部及び 5,723 番の 5 から 5,723 番の 12 まで

横 浜 市 公 告 第 106 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 2 月 22 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 9 月 22 日 第 2023 開 1504 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 3 番 2 号
株 式 会 社 弥 生 ハ ウ ス
代 表 取 締 役 宮 本 英 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 上 郷 町 1,214 番 の 72 及 び 1,216 番 の 364 から 1,216 番 の 37
2 ま で

横 浜 市 公 告 第 107 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 2 月 22 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 10 月 24 日 第 2023 開 605 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
保 土 ヶ 谷 区 境 木 町 114 番 地 の 1
株 式 会 社 モ リ モ リ
代 表 取 締 役 森 元 陽 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 芹 が 谷 五 丁 目 502 番 の 6 、 503 番 の 21 及 び 503 番 の 26

横浜市公告第 108 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 2 ・ 5 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 2 月 13 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
19.42 m
- 5 指定の場所
神奈川区三ツ沢上町 172 番の 13
- 6 申請者の氏名
株式会社真和産業
代表取締役 川口俊彦

横浜市公告第 109 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 8 ・ 6 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 2 月 7 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
13.30 m
- 5 指定の場所
旭区さちが丘 71 番の 20
- 6 申請者の氏名
株式会社横浜建物
代表取締役 小林 東太郎

横浜市公告第 110 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 14 ・ 6 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 2 月 8 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
9.35 m
- 5 指定の場所
瀬谷区二ツ橋町 131 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社ラビックス
代表取締役 榊 原 充

横浜市公告第 111 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 63・13・5 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 2 月 8 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
38.50 m
- 5 廃止の場所
戸塚区上倉田町 1,116 番の 1 地先から 1,116 番の 4 地先まで

横 浜 市 公 告 第 112 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 2 月 22 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 2 月 8 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

13.94 m

4 廃 止 の 場 所

磯 子 区 広 地 町 154 番 の 1 及 び 154 番 の 3 の 各 一 部

達

達 第 1 号

庁 中 一 般

横 浜 市 工 業 技 術 支 援 セ ン タ ー 処 務 規 程 (昭 和 39 年 3 月 達 第 10 号)
は、令 和 6 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る。

令 和 6 年 2 月 22 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

区 公 告

鶴見区公告第 38 号（令和 6 年 2 月 8 日揭示済）

漂流物（沈没品）の引渡し

水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき
次のとおり漂流物（沈没品）の引渡しを受けたので、所有者に引き
渡す。

令和 6 年 2 月 8 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

- 1 拾得物件
船舶用防舷材（エアークンダ）
長さ 1.5 m、直径 1 m、ゴム製
- 2 拾得場所
鶴見区大黒町 32 - 16 先海上
- 3 拾得年月日
令和 6 年 2 月 2 日

水道局

水道局告示第 1 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市水道局が発注する令和 6 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和 6 年 2 月横浜市告示第 54 号）を準用する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 岡 秀 一

交通局

横浜市高速鉄道モバイル IC 乗車券取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 2 号

横浜市高速鉄道モバイル IC 乗車券取扱規程の一部を改正する規程

横浜市高速鉄道モバイル IC 乗車券取扱規程（令和 2 年 8 月交通局規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「7 日前」を「2 日前」に改める。

第 10 条第 2 項第 4 号を「小児用 P A S M O、一体型 P A S M O 及び障がい者用 P A S M O」に改める。

第 10 条の 2 第 2 項第 3 号を「小児用 P A S M O、一体型 P A S M O 及び障がい者用 P A S M O」に改める。

第 17 条第 4 項中「機種変更、紛失又は故障」を「紛失、故障又は機種変更」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

横 浜 市 交 通 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。
令 和 6 年 2 月 22 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

交 通 局 規 程 第 3 号

横 浜 市 交 通 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 交 通 局 会 計 規 程 (平 成 26 年 3 月 交 通 局 規 程 第 1 号) の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 5 条 第 2 項 中 「 つ り 銭 資 金 の 保 管 」 の 次 に 「 並 び に 緊 急 時 に 支
出 す る 事 故 等 対 応 費 用 及 び 乗 車 券 等 の 払 戻 金 の 出 納 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

交通局告示第 1 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市交通局が発注する令和 6 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和 6 年 2 月横浜市告示第 54 号）を準用する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第 3 号

特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）

横浜市医療局病院経営本部が発注する令和 6 年度の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用のある契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続については、特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請の手続（工事、物品・委託等及び設計・測量等契約関係）（令和 6 年 2 月横浜市告示第 54 号）を準用する。

。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

教育委員会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月22日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第4号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中和田中学校の部中和田小学校の項中「4,842番地」の次に「、下飯田町1,552番地、1,554番地から1,557番地まで、1,558番地の2、1,558番地の4から8まで、1,559番地の2から6まで、1,570番地から1,574番地まで、1,576番地、1,578番地、1,580番地、1,582番地、1,584番地から1,587番地まで、1,590番地、1,591番地、1,593番地、1,595番地から1,616番地まで、1,618番地から1,624番地まで、1,626番地から1,630番地まで、1,638番地から1,642番地の2まで、1,642番地の4、1,650番地の4、1,651番地、1,652番地、1,653番地の13」を加え、同表泉が丘中学校の部左欄中「3,386番地の終りまで」の次に「、下飯田町1,552番地、1,554番地から1,557番地まで、1,558番地の2、1,558番地の4から8まで、1,559番地の2から6まで、1,570番地から1,574番地まで、1,576番地、1,578番地、1,580番地、1,582番地、1,584番地から1,587番地まで、1,590番地、1,591番地、1,593番地、1,595番地から1,616番地まで、1,618番地から1,624番地まで、1,626番地から1,630番地まで、1,638番地から1,642番地の2まで、1,642番地の4、1,650番地の4、1,651番地、1,652番地、1,653番地の13」を加え、同部中和田南小学校の項中「下飯田町」の次に「1番地から1,551番地まで、1,558番地の1、1,559番地の1、1,560番地から1,569番地まで、1,625番地、1,633番地から1,637番地まで、1,642番地の3、1,643番地から1,650番地の3まで、1,653番地の1から12まで、1,654番地から終りまで」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の規定(通学区域の変更に係る部分に限る。)は、この規則の施行の日以後に当該通学区域に係る横浜市立小学校に就学する者(転入学する者を含み、同日前から引き続き学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 5 条第 2 項の規定により当該市立小学校に指定されている者を除く。)について適用し、同日前から引き続き同項の規定により当該市立小学校に指定されている者については、なお従前の例による。

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程第 1 号

横浜市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

横浜市選挙管理委員会規程（昭和 35 年 6 月市選管規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条を第 18 条とし、第 7 条から第 16 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（会議）

第 7 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回開催し、臨時会は委員長が必要と認めたと
き又は委員から請求があったときに開催する。

3 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事
項の審議及び報告について、委員の発議により出席委員の過半数
で議決したときは、非公開とすることができる。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項第 1
号に定める個人に関する情報

(2) 訴訟又は異議の申出に関する事項

(3) その他委員会が特に必要と認める事項

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程をここに公布する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会規程第 2 号

横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ管理規程（平成 17 年 5 月横浜市選挙管理委員会規程第 5 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、横浜市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2) 行政文書 横浜市選挙管理委員会行政文書管理規程（平成 12 年 3 月横浜市選挙管理委員会規程第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。
- (3) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (4) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (5) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (6) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- (7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第

8 項に規定する特定個人情報という。

- (8) 情報資産委員会が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (9) 機密性情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (10) 完全性情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (11) 可用性情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (12) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (13) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (14) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (15) 課 横浜市選挙管理委員会規程（昭和 35 年 6 月横浜市選挙管理委員会規程第 1 号）第 12 条第 2 項の規定により設置された課をいう。
- (16) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。
（対象とする脅威）

第 4 条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊・滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等、インフラ

の障害からの波及等

(職員の責務)

第 5 条 職員は、第 2 条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 12 8 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

(5) サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）

(6) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

(7) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）

(委員会情報セキュリティ総括責任者等の設置)

第 6 条 この規程の目的を達成するため、横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ総括責任者（以下「委員会情報セキュリティ総括責任者」という。）、横浜市選挙管理委員会情報セキュリティ運用責任者（以下「委員会情報セキュリティ運用責任者」という。）、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。

(委員会情報セキュリティ総括責任者の責務)

第 7 条 委員会情報セキュリティ総括責任者は、選挙管理委員会事務局長をもって充て、委員会情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者等を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項に関して指示及び指導を行う。

2 委員会情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成 27 年 3 月横浜市規則第 36 号）第 5 条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(委員会情報セキュリティ運用責任者の責務)

第 8 条 委員会情報セキュリティ運用責任者は、選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長をもって充て、委員会情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキ

リテ ィ 対 策 に 係 る 指 示 及 び 指 導 を 行 う。

(情 報 セ キ ュ リ テ ィ 担 当 者 の 責 務)

第 9 条 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 担 当 者 は、 課 の 長 を も っ て 充 て、 取 り 扱
う 情 報 資 産 の 情 報 資 産 管 理 者 と 密 に 連 携 し て、 課 内 の 情 報 セ キ ュ
リ テ ィ 対 策 を 実 施 す る と と も に、 情 報 資 産 を 利 用 す る 課 の 職 員 に
対 し て 指 導 及 び 監 督 を 行 う。

(情 報 資 産 管 理 者 の 責 務)

第 10 条 情 報 資 産 管 理 者 は、 別 に 定 め る 情 報 資 産 の 分 類 に 応 じ た 情
報 資 産 を 主 管 す る 課 の 長 を も っ て 充 て、 当 該 情 報 資 産 を 利 用 す る
職 員 が 所 属 す る 課 の 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 担 当 者 と 密 に 連 携 し て、 当
該 情 報 資 産 の 適 正 な 維 持 管 理 を 実 施 す る と と も に、 当 該 情 報 資 産
を 利 用 す る 職 員 に 対 し て 指 導 及 び 監 督 を 行 う。

(情 報 資 産 の 分 類 及 び 対 策 の 策 定)

第 11 条 委 員 会 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 総 括 責 任 者 は、 以 下 の 各 号 に 掲 げ
る 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 を 実 施 す る。

- (1) 情 報 資 産 の 機 密 性、 完 全 性 及 び 可 用 性 に 応 じ た 分 類 並 び に 当
該 分 類 に 基 づ く 管 理
- (2) 情 報 シ ス テ ム 全 体 の 強 靱 性 向 上
- (3) 物 理 的 ・ 人 的 ・ 技 術 的 に お け る 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策
- (4) こ の 規 程 の 運 用
- (5) 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 事 故 発 生 時 の 対 応
- (6) 業 務 委 託 及 び 外 部 サ ー ビ ス 利 用 時 に お け る 情 報 セ キ ュ リ テ ィ
の 確 保

(情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 の 見 直 し)

第 12 条 委 員 会 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 総 括 責 任 者 は、 前 条 の 情 報 セ キ ュ
リ テ ィ 対 策 を 年 1 回 及 び 必 要 に 応 じ 見 直 さ な け れ ば な ら ない。

(情 報 セ キ ュ リ テ ィ 監 査 及 び 自 己 点 検 の 実 施)

第 13 条 委 員 会 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 総 括 責 任 者 は、 情 報 セ キ ュ リ テ ィ
対 策 の 実 施 状 況 を 年 1 回 及 び 必 要 に 応 じ 監 査 及 び 自 己 点 検 し、 問
題 が あ る 場 合 に は、 速 や か に 是 正 し な け れ ば な ら ない。

2 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 の 実 施 状 況 に 係 る 検 査 は、 客 観 性 を 確 保
す る た め に、 外 部 の 専 門 的 知 識 ・ 見 識 を 有 す る 者 の 協 力 を 得 て 実
施 す る こ と が で き る。

(例 外 措 置)

第 14 条 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 担 当 者 は、 こ の 規 程 を 遵 守 す る こ と が 困
難 な 状 況 で、 行 政 事 務 の 適 正 な 遂 行 を 継 続 す る た め、 遵 守 事 項 と
は 異 な る 方 法 を 採 用 し 又 は 遵 守 事 項 を 実 施 し ない こ と に つ い て 合
理 的 な 理 由 が あ る 場 合 に は、 委 員 会 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 総 括 責 任 者
の 許 可 を 得 て、 例 外 措 置 を と る こ と が で き る。

2 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 担 当 者 は、 行 政 事 務 の 遂 行 に 緊 急 を 要 す る 等

の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに委員会情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員会情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

横浜市選挙管理委員会告示第 1 号

横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書要旨の一部訂正

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定による横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書について、候補者上柳美智代の出納責任者山根美知子、候補者小粥康弘の出納責任者鈴木武男、候補者穴田龍洋の出納責任者穴田美華及び候補者田畑清隆の出納責任者田畑勉から訂正の届出があったので、公職選挙法第 192 条の規定による横浜市議会議員一般選挙における選挙運動費用の収支報告書要旨（令和 5 年 12 月横浜市選挙管理委員会告示第 18 号）の一部を次のとおり訂正する。

令和 6 年 2 月 22 日

横浜市選挙管理委員会

横浜市議会議員一般選挙鶴見区選挙区の上柳美智代の第 1 回報告分収支報告書のうち、期間の欄中の「令和 5 年 3 月 29 日から」を「令和 5 年 1 月 4 日から」に改め、収入の欄中主たる寄附に「自由民主党神奈川県横浜市支部連合会 政党の支部 1,000,000」を追加し、その他の収入「1,916,817」を「916,817」に改める。

横浜市議会議員一般選挙旭区選挙区の小粥康弘の第 1 回報告分収支報告書のうち、収入の欄中主たる寄附に「神奈川改革協議会 同 2,413,000」を追加し、その他の収入「2,800,000」を「－」に、今回計及び総計の「3,538,000」を「3,151,000」に改め、第 2 回報告分収支報告書のうち、前回計及び総計の「3,538,000」を「3,151,000」に改める。

横浜市議会議員一般選挙緑区選挙区の穴田龍洋の第 1 回報告分収支報告書のうち、期間の欄中の「令和 5 年 3 月 12 日から」を「令和 5 年 3 月 9 日から」に改め、収入の欄中主たる寄附に「神奈川維新の会 政治団体 500,000」を追加し、今回計及び総計の「1,050,258」を「1,550,258」に改める。

横浜市議会議員一般選挙栄区選挙区の田畑清隆の第 1 回報告分収支報告書のうち、期間の欄中の「令和 5 年 3 月 31 日から」を「令和 5 年 3 月 9 日から」に改め、収入の欄中主たる寄附に「神奈川維新の会 政治団体 500,000」を追加し、今回計及び総計の「1,000,000」を「1,500,000」に改める。

監 査 委 員

横浜市監査委員公表第 1 号

監査委員による監査の結果に基づき横浜市長等が講じた
措置の内容の公表

監査委員による監査の結果に基づき講じた措置について、横浜市
長及び横浜市教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和
22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別冊のとおり措置
の内容を公表する。

令和 6 年 2 月 22 日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 横浜市監査委員 | 藤 | 野 | 次 | 雄 |
| 同 | 高 | 品 | | 彰 |
| 同 | 前 | 田 | | 一 |
| 同 | 梶 | 村 | | 充 |
| 同 | 中 | 山 | 大 | 輔 |